

令和5年度事業計画

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが移行することに伴い、今後、社会経済活動の大幅な緩和へと向かうなか、就業などの活動を通じて、高齢者の生きがいや居場所づくりに重要な役割を担っているシルバー人材センターへ寄せられる期待は、より大きなものになっています。

高齢法の改正により、センターにとって会員確保がさらに難しくなるなか、センターが掲げる「SDGs」(持続可能な開発目標)への取組みを進めることを通じて、高齢者のセンターへの入会を促進し、会員の拡大に努めてまいります。

また、受託事業、労働者派遣事業、介護保険事業、指定管理事業のより一層の拡充と「子ども一時預かり事業」や「ふれあい農園・体験事業」などのセンター独自事業の実施により、引き続き、高齢者への多様な就業機会の提供を推進してまいります。

福祉有償運送事業「オレンジゆずるタクシー」については、箕面市との協議により、「移動困難者支援の社会実験」が令和5年度末まであらためて延長されたことに伴い、引き続き、安全かつ確実な運行に努めてまいります。

近年の燃料価格をはじめとする物価高騰や令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることに伴い、センターが負担する費用の増加が見込まれるため、受託事業における事務費率と労働者派遣事業における手数料の改定を行います。

また、「DX(デジタルトランスフォーメーション)」を推進するため、国のデジタル利用推進事業の補助金を活用して、高齢者に対してスマートフォンをはじめとするデジタル機器の操作等に関する講習会を開催し、会員へのデジタル環境の活用支援を行うことにより、センターの事務処理の効率化・簡素化を図ってまいります。

安全就業の周知徹底を図るとともに、引き続き、就業機会の公平化を推進し、「適正就業ガイドライン」に沿った就業機会の提供を徹底してまいります。

センターにおける様々な課題の解決に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しつつ、「第5次中期計画」に定めた取組みを推進するとともに、会員・役員・事務局の連携を強化し、令和5年度は、以下の事業活動を展開いたします。

I シルバー人材センター事業

- 1 就業開拓提供事業の推進
- 2 普及啓発事業の推進
- 3 独自事業の推進
- 4 研修・講習会事業の実施
- 5 調査研究事業の実施
- 6 相談事業の実施
- 7 安全・適正就業事業の推進
- 8 訪問介護事業の推進
- 9 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 10 有料職業紹介事業の実施
- 11 労働者派遣事業の推進

II 法人管理事業

- 1 会員自主運営体制の推進
- 2 法人としての事業運営の推進
- 3 施設・事務局の機能強化
- 4 中期計画の推進
- 5 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

I シルバー人材センター事業

1 就業開拓提供事業の推進

- (1) 高齢者にふさわしい、地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事の開拓を行う。また、会員の希望等に沿った仕事を箕面市、事業所、個人家庭などから有償で受託することができるよう、会員及び役職員が協力し、就業開拓活動を推進する。
 - ①就業機会の確保・拡大を図るため、就業開拓部会員及び就業開拓専門員が中心となり、事業所や個人家庭への訪問活動を行う。
 - ②会員それぞれが地域における就業に関する情報提供や開拓活動を促進する。
- (2) 「高齢者活用・現役世代サポート事業」は、人手不足が懸念される分野や現役世代を支える分野においての就業機会を開拓し、高齢者への提供を行うための取組みを国の補助金を活用して実施する。
 - ①就業開拓専門員が、民間企業を中心に訪問活動を行う。
- (3) 事業所から依頼のある職種と会員が希望する職種とが異なり、受注に至らない仕事が存在するなかで、引き続き、その解消を図るとともに、会員の希望に見合う仕事の開拓に努める。
 - ①会員が持つ技能・技術、経験、資格等の情報をもとに、事業所等への訪問活動を行い、会員の希望に見合う仕事の開拓に努める。
- (4) できるだけ多くの会員がその能力と希望に応じた就業機会を得ることができるよう、公平・公正な就業機会の提供に努める。
 - ①発注者より引き受けた仕事は、会員の希望職種や条件・能力等を考慮したうえで、就業機会の提供を行う。
 - ②会員に広く就業情報を提供するため、就業募集票を掲示し、事務局だよりやセンターホームページへの掲載も、引き続き実施する。
 - ③就業先の見学や就業を体験することのできる機会を拡大することで、会員の就業機会の確保に努める。
- (5) 「未就業会員対策委員会」が中心となり、未就業会員の状況を把握し、出来るだけ多くの会員の就業機会を確保するよう努める。
 - ①前年度に実施した意向調査の結果をもとに、就業体制等の見直しなど未就業会員の解消を図る。

2 普及啓発事業の推進

- (1) センター事業が高齢者をはじめ市民に正しく理解され、一層の支援協力が得られるよう、普及啓発活動を推進する。
 - ①市広報紙「もみじだより」への記事掲載をはじめ、各種報道機関への情報提供を積極的に行う。

- ②センター事業PRチラシを作成し、地域班により市内全戸に配布する。
 - ③他団体等が発行する会報等を活用する。
 - ④公共施設、自治会、マンション管理組合、歯科医院、銀行等に対してリーフレットを配布する。
 - ⑤ホームページの見直しを行い、さらなる掲載内容等の充実を図る。
 - ⑥箕面まつりへの参加、ボランティア活動、会員作品展などの啓発イベントを実施する。
 - ⑦北摂地域にある10市町のシルバー人材センターが合同で行う「シルバー人材センターフェスティバル」を吹田市において開催する。
 - ⑧市内で活動する高齢者の団体やサークル等の代表者に対して、リーフレット等を送付するなど、センター事業の啓発を行う。
 - ⑨ハローワーク池田が主催する高齢者向けの就職説明会等へ参加する。
 - ⑩大型モニターを活用し、就業状況や同好会などセンターの活動を紹介する。
 - ⑪SDGsの取組みについて、「SDGs推進ジャパンロゴマーク」を活用するとともに、活動を促進する。
 - ⑫独自事業を活用したイベントを開催する。
- (2) 「会員拡大推進チーム」が中心となり、就業や社会参加等を希望する高齢者に対して、センターへの入会を促進するための取組みを行う。
- ①会員増強に関する強化月間を設け、市内各地で街頭啓発を行う。
 - ②市内で活動する高齢者のサークルや高齢者が集まる場所等において、リーフレットを活用してセンターの活動紹介を行い、入会の促進を図る。
 - ③女性会員の活躍できる機会の確保に努める。
 - ④会員の口コミによる勧誘活動を強化して、「会員1人紹介活動」を引き続き実施し、新規会員の獲得に努める。
 - ⑤高齢者の多い地域に限定して、ダイレクトメールを送付し、入会の促進を図る。
 - ⑥地域委員と事務局が連携して、既存会員の退会抑制に努める。
- (3) 令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることに伴い、その仕組み等について会員や発注者に対して啓発活動を行う。

3 独自事業の推進

- (1) 独自事業については、会員の就業機会の拡大と地域のニーズに応えるため、会員の創意と工夫により企画したものを事業として実施する。
- (2) 「気軽にサポート隊」については、高齢者宅をはじめ、日常生活における簡単な作業を手伝うための事業を実施する。
 - ①利用者の拡大及び就業会員の確保を図るため、事業のPR活動に努める。

- (3) 指定管理事業については、箕面市立小野原多世代地域交流センター及び箕面市立駐輪場の指定管理者として管理運営を行う。
- ①利用者の安全・安心と適正な施設利用の確保、利便性の向上に努める。
 - ②箕面市立小野原多世代地域交流センターにおいて、会員の経験・特技を活かした学習教室や文化教室を実施する。
 - ③箕面市立小野原多世代地域交流センターにおいて、昨年開所10周年を迎えたため、施設利用者及び地域住民向けに「感謝祭」を開催する。
 - ④箕面市立駐輪場において、令和5年度から令和9年度までの5年間、引き続き指定管理者としてサービス向上に努め、運営を行う。
- (4) 施設管理事業である「いきいき活動センター」については、箕面市より有償で借り受け、高年齢者の就業並びに社会参加の機会を提供するための事業を実施する。
- ①設備の老朽化に伴う修繕について、市と協議を進め、施設の有効かつ適正な運営に努める。
 - ②同好会の協力を得て、会員の趣味・特技を活かした学習教室や文化教室等試行的に実施する。
 - ③福祉有償運送事業（オレンジゆずるタクシー）の拠点として、「配車センター」の運営を行う。
 - ④会議室等の貸出しについて、利用者拡大に向けて取り組みを行う。
- (5) 福祉有償運送事業（オレンジゆずるタクシー）について、箕面市が「移動困難者支援の社会実験」を令和5年度末まで延長したことに伴い、引き続き安全かつ確実な運行に努める。
- ①利用者の安全を確保するとともに、利便性の向上に努める。
 - ②従事者の高齢化が進む中で、新規従事者の確保を図る。
 - ③乗務員及び運行管理者を対象とする「交通安全講習会」と「接遇講習会」を実施する。
 - ④配車オペレーターを対象とする「接遇講習会」を実施する。
 - ⑤「運行管理者会議」を月1回開催し、安全かつ確実な運行に努める。
 - ⑥令和6年度以降の事業のあり方について、箕面市と協議する。
- (6) 子育て支援事業である「子どもの一時預かり」については、豊富な知識・経験を持った会員が地域の子育て中の世帯を応援するために施設での子どもの一時預かりや個人家庭での子守り等を実施する。
- ①ちょっと保育「まみーず」は、箕面市立小野原多世代地域交流センターにおいて引き続き実施し、ちょっと保育「あそびー」は、みのおサンプラザにおいて引き続き実施する。
 - ②みのおサンプラザの建て替え工事に伴い、その期間、「あそびー」を実施するための移転準備を進める。

- ③利用者の安全の確保、利用者へのサービス向上に努めるとともに、利用者の拡大を図るため、箕面市が行う健診や子育て世代が集まる場所、市内幼稚園等へチラシを配布するなど、事業のPRを行う。
 - ④利用状況に合わせた保育士や就業会員の配置及び開設日について、再度検討を行い、収支改善に向けた取り組みを行う。
 - ⑤就業会員の技術向上を図るため、定期的なミーティングにおいて、安全・保育等子育てに関する知識や技術等に関する研修を実施する。
- (7) 「ふれあい農園・体験事業」は、市内の耕作放棄地を箕面市農業公社より借上げて、農作物を栽培し販売する。
- ①職種班を中心として、栽培する野菜の種類、収穫する時期などを検討し、計画的・効率的な運営を行う。
 - ②市民に対して、収穫体験の機会を引き続き提供する。
 - ③収穫した野菜を調理、加工した物を会員や市民に対して提供することについて検討する。
- (8) 「みのおファミリー・サポート・センター」の運営を引き続き行う。
- ①利用者の拡大を図るため、子どもの一時預かり事業と合わせて、箕面市が行う健診や、子育て世代が集まる場所等へ事業の啓発を行うとともに、市内保育所や幼稚園へチラシを配布するなど事業のPRを行う。
 - ②子育てに関するセミナー等を開催し援助会員の確保に努める。
 - ③相互援助活動を円滑に進めるため、定期的に講習会や交流会等を行う。
 - ④援助会員のフォローアップのための研修等を定期的実施する。
- (9) 新規事業については、地域ニーズの調査を行うとともに会員の就業機会の拡大が図れるような事業検討を行い、実施可能な事業について段階的に実施する。
- ①「喫茶・食堂事業」について、会員向けなど試行的に実施する。
 - ②「買い物支援事業」や「移動販売事業」等について引き続き実施に向けた検討を行う。
- (10) 世代間交流学習事業「子どもチャレンジ教室」をふれあい就労支援センター及び市立小野原多世代地域交流センターにおいて開催し、地域の子どもと会員との交流を図る。

4 研修・講習会事業の実施

- (1) 高年齢者の雇用・就業に必要な知識及び技能の習得と技術の向上を図るため、関係機関と連携し、各種講習会を実施する。
- (2) 技能を取得した既存会員に対して、さらに技能の向上を図るためのフォローアップ講習会を実施する。
- (3) 高年齢者の市民も参加できるような技能講習会を実施することで、就業会員の確保に努める。

- (4) 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会と連携し、高齢者活躍人材確保育成事業として各種講習会を実施する。
- (5) 基本理念に基づくセンターの健全な運営と発展を図るため、会員の事業参加意識のさらなる高揚を図る。
 - ①新入会員に対して、センター基本理念等の周知徹底を図る。
 - ②既存会員に対して、基本理念の再認識を図るため、「会員のしおり」を配布する。

5 調査研究事業の実施

- (1) 会員の増強及び就業機会の拡大を図るため、高年齢者の就業ニーズ等、必要な調査研究を行う。
 - ①上部団体、関係機関等が行う各種会議へ参加する。
 - ②近隣センターや先進センターとの情報交換を積極的に行う。
 - ③新規事業の実施に向けて、先進センターへの視察を実施する。

6 相談事業の実施

- (1) 高年齢者の就業や社会参加等を促進するため、入会登録会をはじめ、就業等に関する相談の機会を設置する。
 - ① 入会手続きに係る書類を見直すとともに「入会登録会」の内容の見直しを行い、定期的を開催する。
 - ②シルバー人材センター見学会を定期的を開催する。
 - ③会員の就業等に関する相談窓口として、役職員による「就業相談日」について、定期的を開催する。

7 安全・適正就業事業の推進

- (1) 安全就業について、会員の就業中や就業途上等における事故の防止等を図るため、安全対策委員会が中心となり、適切かつ継続的な諸対策を積極的に推進する。
 - ①安全対策委員会を開催し、会員の健康、事故事例の分析及び防止対策等の安全就業に関する事項を検討し、その対策を推進する。
 - ②「安全就業だより」を毎月発行し、健康に関する情報や事故防止等の安全就業に関する事項について会員への伝達・周知を行う。
 - ③会員の就業状況等を把握し、事故防止を図るため、安全対策委員をはじめ、役職員による就業先への安全パトロールを実施する。

- ④道路交通法の改正により、就業時に自転車を使用する会員に対して、ヘルメットの着用を推奨するため、事務局窓口においてヘルメットを購入できるようにする。
 - ⑤交通安全及び救命救急等に関する講習会を開催する。
 - ⑥受注時における就業内容等の確認と就業場所での事故防止に努める。
 - ⑦事故防止・安全意識の高揚を図るため、関係する規程に基づく運用を行う。
 - ⑧箕面市が実施する「誕生日検診」をはじめとする定期的な健康診断の受診を推進する。
 - ⑨センター事務所及び管理施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る。
 - ⑩会員に対して、事故等の発生時における対応を円滑に行うことができるよう、緊急時の連絡先について再調査を行う。
 - ⑪刈払機による飛石事故を防止するための新たな対策を実施する。
- (2) 適正就業について、関係法令等を遵守した適正な就業形態を維持するため、適正就業委員会が中心となり、適切かつ継続的に推進する。
- ①適正就業委員会を開催し、会員の適正就業に関する事項を検討し、就業の適正化を推進する。
 - ②就業機会の公平化を図るため、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」及び「適正就業に関する基準」に基づき、就業日数及び就業時間数等の適正化を図る。
 - ③「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」及び「適正就業に関する基準」を会員及び発注者に周知徹底する。

8 訪問介護事業の推進

- (1) 支援を必要とする高齢者の介護を行うことで、地域社会の福祉に貢献するとともに、会員の就業機会の拡大を図るため、介護保険法に基づく、訪問介護事業を推進する。
- ①訪問介護員及び利用者確保するため、リーフレットを活用し、事業のPR活動に努める。
 - ②訪問介護員の介護技術及び接遇の向上を図るため、講習会を実施する。
 - ③訪問介護員間で利用者等に関する情報の共有を図るため、「ヘルパーミーティング」を定期的に開催する。

9 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- (1) 支援を必要とする高齢者に対して、介護予防や生活支援サービスを提供するとともに会員の就業機会の拡大を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

- ①就業会員及び利用者確保するため、リーフレットを活用し、事業のPR活動に努める。
- ②従事者を養成するため、箕面市が開催する「生活支援サポーター養成研修」に参加し、就業会員の拡大を図る。
- ③箕面市と連携し、事業実施に必要な情報の収集に努める。

1 0 有料職業紹介事業の実施

- (1) 臨時的就業かつ短期的な仕事、またはその他の軽易な業務に係る仕事を希望する高齢者を対象に有料で職業紹介を行い、就業機会の提供に努める。
 - ① 箕面市や事業所等へのPR活動に努める。
 - ② 関係法令等を遵守し、適正な契約事務を実施する。

1 1 労働者派遣事業の推進

- (1) 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会の箕面事務所として、高齢者の雇用による就業機会を確保するため、労働者派遣事業を推進する。
 - ① 市内の事業所への訪問活動を強化し、新たな就業機会の確保に努める。
 - ② 既存の派遣先に対して定期的に訪問し新たな仕事の掘り起こしを行う。
 - ③ 派遣事業で就業する会員に対して、キャリアアップに資する教育訓練を実施する。
 - ④ 事業に係る必要な経費を確保するため、手数料の改定を行う。

II 法人管理事業

1 会員自主運営体制の推進

- (1) シルバー人材センター基本理念に基づき、センターの健全な運営と発展を図るため、事業運営に関して必要な会議等を適宜開催する。
 - ① 定時総会 ② 理事会 ③ 専門部会 ④ 各種委員会 ⑤ 監査
- (2) 役員及び各種委員会委員の職責及び役割に対する認識をさらに高め、会員主導型の事業運営を推進するため、各種会議等の機能強化を図る。
 - ① 事業運営の課題等について、担当理事が中心となり、その解決に向けて行動する体制を強化する。
 - ② 会員相互の連携を強化するため、地域代表委員及び地域委員が中心となり、地域班活動の充実に努める。

- ③地域班活動の活性化を図るため、地域委員に対して、その役割や地域班活動についての研修を実施する。
- ④就業会員間における情報の共有や課題等の解決を図るため、就業先ごとの懇談会等を開催する。
- ⑤各種会議の構成員の選出方法の見直しを行うとともに、構成員に対する研修を実施する。
- ⑥全ての会員に対して、基本理念の周知徹底を図るため「会員憲章」を定める。

2 法人としての事業運営の推進

- (1) 公益社団法人としての組織・運営体制を推進するため、関係法令の遵守を徹底し、適正な事業運営に努める。
 - ①上部団体及び関係機関との情報交換を行うとともに連携を強化する。
 - ②組織・運営に係る規程等について、必要に応じて整備を行う。
- (2) 法人としての安定的な運営に努める。
 - ①国の補助金をはじめ新規事業における補助金の確保に努める。
 - ②燃料価格をはじめとする物価高騰やインボイス制度導入に伴い、システム改修等に係る費用の増加に対応するため、事務費率の改定を行う。

3 施設・事務局の機能強化

- (1) シルバー人材センター事業を推進するため、その活動拠点となる、施設の効率的な運用に努める。
 - ①ふれあい就労支援センターにおける「作業場」について、効率的に運用するため、使用方法等について見直しを行う。
 - ②箕面市立小野原多世代地域交流センターにおける「東部地区事務所」については、業務量の減少に伴い、閉鎖して連絡所として運用する。
 - ③豊川支所における「作業場」について、会員の就業場所として引き続き確保する。
 - ④いきいき活動センターにおける「会議室等」について、効率的に運用するため、利用者の拡大に努める。
- (2) 効率的な事務局運営及び経費の削減を推進するため、より一層の事務処理の効率化に努めるとともに、事務局体制の強化を図る。
 - ①事務局職員の欠員補充を行い、事務局体制の充実・強化を図る。
 - ②事務局体制の機能強化に向けた管理職の育成を図る。
 - ③事務処理に関する見直しを行い、業務改善を図る。
 - ④現在使用している事務機器及び事業運営サポートシステムの機能強化を行う。

- ⑤センターにおける様々な課題等について、事務局職員が共通認識を持って取り組むとともに、会員との連携の強化に努める。
- ⑥事務局職員間における情報の共有化及び意思疎通の向上を図る。
- ⑦事業運営に係る経費の削減に努める。

4 中期計画の推進

- (1) 令和3年度から令和7年度までの5年間について、センター事業の方向性と円滑な実施のための基本的事項を示した第5次中期計画の推進に努める。
 - ①策定期間の中間年度にあたるため、実施計画の検証を行う。

5 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- (1) 会員におけるデジタル化の推進として、仕事の紹介や就業報告の処理、配分金の確認などを迅速かつ円滑に行えるようにする。
 - ①会員へのデジタル環境の活用支援のため、スマートフォン及びタブレットの基本操作や活用方法について講習会を開催する。
 - ②スマートフォン及びタブレット操作方法について、その講師育成のための講習会を実施する。
 - ③スマートフォン及びタブレットの操作方法に関する相談について対応するため、定期的に相談窓口を設置する。
- (2) 事務局におけるデジタル化の推進として、それぞれの事務処理に係る時間の短縮及び経費の節減を図る。
 - ①各業務における見直しを行い、事務処理のデジタル化を推進することで効率化・簡素化を図る。
 - ②SNS（LINE等）を活用して、役職員間における連絡体制を強化する。
 - ③各職員のDXにおける知識の向上のための講習会を実施する。
- (3) 市民に対するデジタル化の推進として、センターへの入会や仕事の依頼に係る手続きを迅速かつ簡潔に行えるようにする。
 - ①SNS（公式LINEアプリ等）を活用したセンター事業の啓発活動を行う。
 - ②スマートフォン及びタブレットの基本操作や活用方法について講習会を実施する。
 - ③WEBによる入会説明会を導入し、入会の促進を図る。